

2021年6月10日

6つの化合物を特定麻薬向精神薬原料リストに追加

1. 中国国務院発表

中国国務院は5月28日に、国務院令(2021)第58号を発出し、6つの化合物を特定麻薬向精神薬原料リストに追加すると発表しました。

公安部、商務部、保健委員会、緊急対応部、税関総署、医薬監督局発：

「特定麻薬向精神薬原料の管理条例」の第2条の規定に従い、国務院は「特定麻薬向精神薬原料の管理条例」の付表「特定麻薬向精神薬原料の分類と化合物リスト」に下記の6つの化合物を追加することに合意した。

https://mbd.baidu.com/newspage/data/landingshare?isBdboxFrom=1&context=%7B%22nid%22%3A%22news_9856970396960729237%22%7D&pageType=1

注)：中国では化合物名は中国語の通称で発表され、英語名、CASは発表されません。また、規制発表からリストに記載されるまでには通常時間がかかります。

本規制が5月28日から施行されることを鑑み、弊社は、早急な対応を要すると判断して、追加された化合物の英語名、CASを日本、USAの麻薬原料の規制リストに入っている化合物等の調査をして、推測では有りますが、皆様にいち早くご報告することと致しました。弊社調査結果に間違いがございましたらご容赦くださいますようお願いいたします。

また、正式なリストが発表されましたら化合物リストを報告いたします。

参考：

日本：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00001.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00002.html

米国：https://www.deadiversion.usdoj.gov/fed_regs/rules/2021/fr0510.htm

(1) 特定麻薬向精神薬原料の第二種

a. α -Phenylacetoacetic Acid Methyl Ester (CAS. 16648-44-5)

b. α -Phenylacetoacetamide (CAS. 4433-77-6)

c. 3,4-Methylenedioxyphenyl-2-propanone glycidic acid

(3-(1,3-Benzodioxol-5-yl)-2-methyl-2-oxiranecarboxylic acid と推測)

d. 3,4-Methylenedioxyphenyl-2-propanone glycidyl ester

(3-(1,3-Benzodioxol-5-yl)-2-methyl-2-oxiranecarboxylic acid alkyl ester と推測)

(2) 特定麻薬向精神薬原料の第三種

e. Phenylacetonitrile (CAS.140-29-4)

f. γ -Butyrolactone (CAS.96-48-0)

2. 中国メーカーの対応

中国国内では製造や輸出が禁止されるのではなく、生産するメーカーが必ず当局に生産資格を申請し、輸出する際にライセンスを取得すれば製造・輸出は可能と思われれます。

但し、規制される製品である以上、上記資格やライセンスを取得するには難易度が高いことが予想されます。

3. 弊社の対応

日本への輸入に関しては、日本の関連法規規制に則り対応いたします。

上記6化合物のうち、b、cとdのメチルエステルは令和元年6月28日に公布された令和元年政令第47号、政令第48号にて特定麻薬向精神薬原料に指定され、令和元年7月28日から施行されており、aは令和2年7月9日に改正が公布された覚醒剤原料に指定され、令和2年8月7日から施行されており、いずれも輸入禁止となっております。

1. 注 参考の日本のURLを参照願います。

以上